

防災・減災、国土強靭化対策及び 地方整備局等の体制に関する決議

各地で頻発する大規模災害に対し強くしなやかな国土を創出していくため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」では、令和2年度を期限として緊急に実施すべき対策が進められているが、近年の災害がもたらした被害の状況等に鑑みると、ソフト面での災害対応力の向上はもちろんのこと、重要物流道路や河川堤防などの強靭化に長い期間を要する各種ハード面についても着実に整備を進めていくことが不可欠である。

また、災害に直接向き合う基礎自治体は、地域の特性に精通した河川国道事務所等の災害時における臨機応変の対応や全国の地方整備局等の連携した被災地への支援に対し、大きな信頼を寄せているが、職員の減少や高齢化、事務所の縮小などの近年顕著な地方整備局等の体制の弱体化が、災害の激甚化、広域化と相まって、組織的、機動的な支援に支障を来す事態を強く危惧している。

よって、災害発生時に国と地方自治体が連携し、地域住民の生命と財産を守り抜いていくため、下記事項について強く要望する。

記

- 1 防災・減災、国土強靭化対策を拡充するとともに、その継続的かつ計画的な推進に取り組むこと。
- 2 住民に最も身近な存在である基礎自治体を将来にわたり安定的に支えていくことができるよう、地方整備局等の体制の充実及び機能の強化を図ること。

以上 決議する。

令和元年10月11日

第175回北信越市長会総会